

独立行政法人農業者年金基金 平成16年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第1 中期目標の期間 独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。					
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>中項目の総数：5 評価Aの項目数：5×2点＝10点 評価Bの項目数：0×1点＝0点 評価Cの項目数：0×0点＝0点 合計 10点 (10/10＝100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「業務運営の効率化による運営経費の抑制」、「業務運営の効率化」、「組織運営の合理化」、「業務運営能力の向上等」及び「評価・点検の実施」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p>	A
1 運営経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費(年金給付費等を除く。)についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制す	1 業務運営の効率化による経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平成14年度に比べ13%抑制する。また、事業費(年金給付費等を除く。)についても、中期目標期間中に、平成14年度比で1	1 業務運営の効率化による経費支出の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比3.9%抑制します。また、事業費についても、前年度比で2.4%抑制します。	○1 業務運営の効率化による経費の抑制	<p>項目の総数：2 評価aの項目数：2×2点＝4点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4/4＝100%)</p>	A

<p>る。</p>	<p>3%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。</p>		<p>◇一般管理費 (一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a : 削減率の達成度合が90%以上であった b : 削減率の達成度合が50%以上90%未満であった c : 削減率の達成度合が50%未満であった</p> <p>◇事業費 (事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a : 削減率の達成度合が100%以上であった b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c : 削減率の達成度合が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 一般管理費については、一般競争入札の積極的導入や郵便物の合封等を行うこと等により経費を削減し、前年度比3.9%の抑制を達成した。</p> <p>【特記事項】 前年度比削減実績は 10.0%</p> <p>【事業報告書の記述】 また、事業費については、新制度に係る電算システム開発をダウンサイジング等のシステム開発後に行うこととしたことや電算帳票の計画的な調達を行うこと等により経費を節減し、前年度比2.4%の抑制を達成した。</p> <p>【特記事項】 前年度比削減実績は 8.3%</p>	<p>a</p> <p>a</p>
<p>2 業務運営の効率化 事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 様式の改善 申出者等の手続き上の負担等を極力軽減する観点から、新制度における農業者老齢年金の繰上請求用と本来請求用の様式を一本化するとともに、被保険者及び受給権者の死亡届、死亡一</p>	<p>○2 業務運営の効率化</p> <p>◇(1) 様式の改善 (様式の一本化及び改善計画に基づく必要な改善) a : 様式の本化及び改善を行った b : どちらか一方しか行わなかった c : 様式の本化及び改善を</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>項目の総数：4 評価aの項目数：4×2点＝8点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 8点 (8/8＝100%)</p> </div> <p>【事業報告書の記述】 申出者等の手続き上の負担等を極力軽減する観点から、昨年度作成した「各種申出書等改善計画」に基づき、次のとおり申出書等の一本化及び改善を行った。 ① 新農業者老齢年金裁定請求書について、繰上げ請求用と65歳到達による本来請求用の様式の本化</p>	<p>A</p> <p>a</p>

		<p>時金裁定請求書、未支給年金請求書を一本化します。 また、旧制度における年金裁定請求書等についても、改善計画に基づき、必要な改善を行います。</p>	<p>行わなかった</p>	<p>② 新制度の死亡関係に係る4種類の申出書を「新農業者年金被保険者・受給権者死亡関係届出書」として一本化 ③ 新制度、旧制度それぞれに作成していた受給権者氏名変更届、受給権者住所・払渡機関変更届、年金証書再交付申請書の一本化（6種類→3種類） ④ 未納保険料がある加入者が任意脱退の申出を行うときに必要となる2種類の申出書の一本化 ⑤ 旧制度における年金裁定請求書等について、農業委員会によるチェック欄を設ける等の改善（13種類）</p>	
<p>(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。</p>	<p>(2) 電算システムの開発・整備 ① 基幹業務記録システム（被保険者の資格、保険料の納付及び受給権者の給付の記録等に関する業務）については、委託先の変更を含め、ダウンサイジング等のシステムの見直しの検討を行い、その開発に着手します。</p>	<p>◇(2) 電算システムの開発・整備 （システムの見直しの検討及び開発の着手） a：システム見直しの検討を行い、その開発に着手した b：システム見直しの検討を行ったが、開発に着手しなかった c：システム見直しの検討及びその開発の着手も行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 現行の基幹業務記録システムについて調査・分析を行い、ダウンサイジングを行う場合の開発方法、入出力装置等のシステム構築要件、運用体制及びセキュリティ等のシステム運用要件等について検討を行い、基幹業務記録システムのダウンサイジング開発に着手した。なお、政府調達手続きに則った一般競争入札により、請負業者を決定した。</p>	<p>a</p>	<p>a</p>
	<p>② 電子情報提供システム（被保険者等に係る個人情報インターネットを通じて業務受託機関に提供するシステム及び業務受託機関において申請者の属性等がプレプリントできるシステム）の開発については、①の見直し状況を踏まえ、引き続き検討を行います。 ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が平成17年4月1日に施行されることから、インターネットを通じた業務受託機関への個人情報の提供に</p>	<p>（電子情報提供システムの開発の検討及び個人情報保護対策） a：電子情報提供システム開発の検討を行うとともにシステムの安全性の確保に関する指針の策定を行った b：いずれか一つしか実施しなかった c：いずれも実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 1 電子情報提供システム（被保険者名簿等照会システム、申出書作成支援システム及び年金額試算システム）については、ネットワークの仕組み、利用者の認証方法、情報提供範囲及び各システムの内容などについて検討を行い、「電子情報提供システムの整備に関する基本方針」を取りまとめた。 2 情報システムの安全性の確保に関する指針等については、情報セキュリティ委員会を設置し、情報資産の調査・リスク分析等を行った上で、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」を策定した。</p>	<p>a</p>	<p>a</p>

		も備えた情報システムの安全性の確保に関する指針等を策定します。			
	(3) 申出書等の点検・確認等の委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。	(3) 業務受託機関における農業者年金業務の適正かつ円滑な実施に資するため、必要事項が容易に検索できるマニュアルをホームページに掲載します。	◇(3) 実務者用マニュアルの見直し （必要事項が容易に検索できるマニュアルのホームページへの掲載） a：容易に検索出来るマニュアルをホームページ上に掲載した b：容易に検索出来るマニュアルをホームページ上に掲載するまでに至らなかった c：マニュアルをホームページに掲載しなかった	【事業報告書の記述】 農業者年金受給相談の手引（旧制度編）をホームページに掲載するとともに、マニュアル（農業者年金の制度と実務：旧制度給付編）とリンクさせ、支給停止事由及び支給停止除外事由に係る個別案件のQ&Aが容易に検索できるようにした。 さらに、マニュアルについては、索引から用語の説明及び必要事項が容易に検索できるようにした。	a
3 組織運営の合理化 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移的確な見通しに基づき、組織の見直し、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、計画的に推進する。	3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	○3 組織運営の合理化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>項目の総数：1 評価aの項目数：1×2点＝2点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合 計 2点 (2/2＝100%)</p> </div>	A
	(1) 組織の見直しについては、平成15年度中に、保険料の徴収等の事務を行う担当課と被保険者の資格審査等の事務を行う担当課とを統合して1課を削減する。 また、電算システムの整備・活用による業務運営の合理化・効率化を積極的に進めるため、業務全般の電算システムの開発・整備を担当する部署を明確化する。				
	(2) 常勤職員数については、組織の見直し並びに業務運	常勤職員数を2名削減し、85人とします。	◇職員の削減 a：計画どおり順調に実施さ	【事業報告書の記述】 常勤職員数については、2名削減し、85人と	a

	営の合理化及び効率化に取り組む、中期目標期初の87人を、中期目標の期間の終了時までには82人とする。		れた b : 概ね計画どおり順調に実施された c : 計画どおりに実施できなかった	した。	
4 業務運営能力の向上等 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ円滑に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	4 業務運営能力の向上等	4 業務運営能力の向上	○4 業務運営能力の向上等		A
	(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回（過去の実績：毎年度1回）実施する。 また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用する。	(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るため初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用に携わる職員については、民間の機関が主催する研修に参加させます。	◇(1) 農業者年金基金職員 （年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施） a : 計画どおり実施された b : 一部計画どおり実施出来なかった c : 計画どおり実施出来なかった （専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施） a : 計画どおり実施された b : 一部計画どおり実施出来なかった c : 計画どおり実施出来なかった	【事業報告書の記述】 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・給付業務の内容等に関する研修を実施した。 ・対象職員24名全員参加	a
				【事業報告書の記述】 1 年金資産の運用関係 資産運用の専門家を講師として5月から7月にかけて資金運用に関する研修、2月に、年金ALM（資産と負債の総合管理）の概要に関する研修を実施した。 （参加者） ・5月～7月：のべ102名 ・2月：18名 2 経営移譲及び経営継承関係 平成17年3月に新農業者年金の経営継承に伴う特定農業用施設等の処分内容の確認方法に係る運用方針について研修を実施した。 （参加者） ・22名	a
			(年金資産の運用に携わる職	【事業報告書の記述】	

			<p>員について民間の機関が主催する研修への参加)</p> <p>a : 計画どおり実施された</p> <p>b : 一部計画どおり実施出来なかった</p> <p>c : 計画どおり実施出来なかった</p>	<p>年金資産の運用に携わる職員について、5月から7月及び8月から10月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論等に関する民間機関の通信教育を3名受講させた。また、6月に、公社債の基礎知識等に関する民間機関の主催する研修を3名受講、12月に年金資産運用全般に関する研修を1名受講させた。</p> <p>【特記事項】 個人情報保護法が施行されることから、3月に、保有個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに、適切な管理を行うため、外部専門家を招き、個人情報保護法及び情報セキュリティに関する研修を実施した。 (参加者) ・83名</p>	a
	<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会） ア 5月に、都道府県段階における受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、16年度に取り組むべき重点事項の説明や事務処理手続きの変更事項等、新たに周知すべき事項を内容とする担当者会議を開催し、当該内容が市町村段階の受託機関までの確に周知されるようにします。</p> <p>イ 6月に、市町村段階の受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階にお</p>	<p>◇(2) 業務受託機関担当者</p> <p>① 円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施</p> <p>a : 計画どおり実施された</p> <p>b : 一部計画どおり実施出来なかった</p> <p>c : 計画どおり実施出来なかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 5月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成16年度に取り組むべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年度計画及び業務実施重点事項 ○加入推進について ○適用・給付・収納関係事務 <ul style="list-style-type: none"> ・旧農業者年金に係る現況の届出の事務処理上の留意事項 ・申出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について ・政策支援加入区分6の者の期間満了に伴う事務処理 ・農業者年金資格記録と国民年金被保険者記録との突合 <p>等を内容とする担当者会議を開催した。 (参加者) ・236名</p> <p>2 6月に、都道府県段階の業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者年金制度概論 	a

		<p>ける受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とする新任担当者研修会を開催します。</p> <p>ウ 10月に、5月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p>	<p>○加入推進の意義と果たすべき役割 ○農地等貸借事務 ○年金資産の運用及び付利の仕組み ○年金業務全般 等を内容とする新任者研修会を開催した。 (参加者) ・55名</p> <p>3 10月に全国を6つのブロックに分けて、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として ○加入推進について ○年金資産の運用状況について ○年金業務について ・農業者年金と国民年金との資格記録の突合について ・政策支援区分6の加入者に対する対応について ・各種申出書様式の改善について ・経営移譲年金に係る都道府県別新規裁定者数と返戻率について 等 ○個人情報保護法の施行に伴う対応について 等を内容とする担当者会議を開催した。 (参加者) ・188名</p>		
5 評価・点検の実施	<p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、全ての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。</p>	<p>② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA） 都道府県受託機関が実施する市町村段階における受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。</p>	<p>② 市町村段階の受託機関の担当者等を対象とした研修等（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣） a：講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった b：講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった c：講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 都道府県段階の業務受託機関に対して、5月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に実施したブロック別担当者会議において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施した市町村段階における業務受託機関実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。 (参考) ・派遣依頼件数：70件 ・派遣件数：70件 ・派遣人数：102名</p> <p>【特記事項】 対応割合100%</p>	a
5 評価・点検の実施	5 評価・点検の実施	5 評価・点検の実施	○5 評価・点検の実施		A

				<p>項目の総数：2 評価aの項目数：2×2点＝4点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 4点 (4/4＝100%)</p>	
<p>(1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会(加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。)を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 6月に業務の運営状況及び平成15年度計画実績等、3月に業務の運営状況及び平成17年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p>◇(1) 運営評議会の開催 (運営評議会の年2回以上の開催と、意見の業務運営への反映) a：2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた b：2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は1回しか開催しなかった c：開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 6月に、農業者年金事業の実施状況、平成15年度業務実績、年金資産の運用状況を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成17年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 ① ファイナンシャル・プランナー等の活用、分かり易さを重視した広報資料によるPR ② 15年度の新規加入者を対象とした、加入の動機、加入に結びついた活動内容等を把握するアンケート調査の実施 ③ 地域の実情に応じた加入推進を支援するため、「のうねん加入推進事例集」の作成 ④ 地方農政局等広報誌、農業関係誌によるPR ⑤ 普及員研修会、認定農業者サミット、JA全国女性大会等の場を活用した制度のPR ⑥ 認定農業者を対象としたダイレクトメールの発送等を行った。</p>	a
<p>(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理についての審査指導については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての審査指導について ① 要件審査等の遂行状況 ② 加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度2以上の都道府県(平成14年度実績14道府県)において計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関について審査指導を行います。</p>	<p>◇(2) 審査指導の実施 a：審査指導実施の達成度合が100%以上であった b：審査指導実施の達成度合が70%以上100%未満であった c：審査指導実施の達成度合が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、25都道府県の業務受託機関を対象に審査指導を実施した。</p> <p>【特記事項】 達成度合100%</p>	a

<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数：3 評価Aの項目数：3×2点＝6点 評価Bの項目数：0×1点＝0点 評価Cの項目数：0×0点＝0点 合計 6点 (6/6＝100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「農業者年金事業」、「年金資産の安全かつ効率的な運用」及び「制度の普及推進」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p> </div>
<p>1 年金給付業務の適切な執行等被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>○1 農業者年金事業</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>項目の総数：6 評価aの項目数：6×2点＝12点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 12点 (12/12＝100%)</p> </div>
	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更在即した申出書等の速やかな提出を働きかける。</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理 ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、両記録の突合を行います。</p> <p>② 業務受託機関に対して、基金から政策支援加入者の特例保険料に係る資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡し、特例保険料の資格</p>	<p>◇(1) 被保険者資格の適正な管理 (適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録との突合) a：複数回突合を行った b：1回しか突合しなかった c：突合しなかった</p> <p>(適切な年金給付を行うため、業務受託機関に対して、資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きか</p>	<p style="text-align: right;">a</p> <p>【事業報告書の記述】 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、4月及び11月に両記録の突合を実施した。 また、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との突合に伴う事務処理要領を定め、業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう働きかけを行った。</p> <p>【事業報告書の記述】 認定農業者の認定期間満了等により政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞な</p>

喪失が生じた場合には、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。

- け)
 a : 資格喪失が見込まれる者のリストを作り、働きかけを行った
 b : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成したが、働きかけを行わなかった
 c : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成しなかった

く行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。
 (参考) リスト作成者数 : 25,396人
 リストを送付した業務受託機関 : 4,025農委

月	16/4	5	6	7	8	9	10
対象者数	195	169	437	19,227	445	1,297	606
対象団体数	108	104	151	1,896	161	341	211
月	11	12	17/1	2	3	合計	
対象者数	537	879	462	597	545	25,396	
対象団体数	198	258	204	188	205	4,025	

(2) 政策支援区分6の者に対する対応
 業務受託機関に対して、平成16年12月31日で政策支援期間が切れる政策支援区分6の者の加入区分変更等が円滑に行えるよう十分な情報提供を行います。

- (政策支援区分6の者の区分変更等が円滑に行えるよう十分な情報提供) (平成16年度限り)
 a : 対象者の継続加入の割合が90%以上であった
 b : 対象者の継続加入の割合が50%以上90%未満であった
 c : 対象者の継続加入の割合が50%未満であった

【事業報告書の記述】
 政策支援加入区分6の加入者(平成16年7月末時点:17,552名)について、個人ごとに属性等を印字した専用の申出書を作成するとともに、業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。
 なお、継続加入の割合は94.2%(厚生年金に加入したこと等による強制脱退を除く。)であった。

(参考) …平成17年3月末現在
 ① 政策支援区分6加入者の加入区分変更について
 (単位:人)

区分6の加入者	提出者	継続加入者		脱退者		未提出者
		15,635		強制	任意	
		通常	政策支援			
17,552	16,885	11,521	4,114	280	970	667

② 強制脱退を除いた処理状況
 対象者 : 16,605名(17,552-280-667)

a

				<p>継続加入者数：15,635名 継続加入率：94.2% (15,635/16,605) 【特記事項】 継続加入率の算出に当たって、対象者から「667」(未提出者)を除外しているのは、未提出者が継続加入するか否か不明なためである。</p>																	
<p>2 手続きの迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(2) 申出書等の迅速な処理 提出された申出書等については、極力迅速に処理を行う。 また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97% (過去の実績値) 以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。 ・加入申出書 60日以内</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。 また、不備が発見された申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行います。</p>	<p>◇(2) 申出書等の迅速な処理 (標準処理期間内での処理) a : 標準処理期間内での処理の達成度が100%以上であった b : 標準処理期間内での処理の達成度が70%以上100%未満であった c : 標準処理期間内での処理の達成度が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】 提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成16年8月処理分が96.7%、平成17年2月処理分が98.4%であった。 審査の段階で申出書の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日には該当受託機関に返戻した。 (参考) (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1496 598 2022 826"> <thead> <tr> <th>処理月</th> <th>処理件数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 8</td> <td>1,606</td> <td>1,553</td> <td>96.7</td> </tr> <tr> <td>H17. 2</td> <td>2,283</td> <td>2,247</td> <td>98.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,889</td> <td>3,800</td> <td>97.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他特記事項】 達成度合100.7%</p>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	H16. 8	1,606	1,553	96.7	H17. 2	2,283	2,247	98.4	計	3,889	3,800	97.7	a
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																		
H16. 8	1,606	1,553	96.7																		
H17. 2	2,283	2,247	98.4																		
計	3,889	3,800	97.7																		
	<p>・カラ期間該当申出書 60日以内 ・被保険者証再交付申請書 60日以内 ・保険料額変更申出書 60日以内 ・年金・一時金裁定請求書 90日以内</p>	<p>② 不備のある申出書等については、その内容の調査を行い、結果を業務受託機関に通知し、返戻件数が減少するよう指導します。</p>	<p>(不備のある申出書等の内容調査を行い、返戻件数が減少するよう指導) a : 内容調査を行い、指導を行った b : 内容調査を行ったが、指導を行わなかった c : 内容調査、指導ともに行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 審査の段階で申出書の不備が判明した場合は、その都度内容を調査し、不備内容を明らかにした文書を添付のうえ、該当業務受託機関に返戻した。</p>	a																
		<p>③ 申出書等の処理状況の調査を年2回(8月及び2月)行い、その結果を公表します。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるように</p>	<p>(処理された申出書等の処理状況の公表) a : 申出書等の処理状況の結果を2回公表した b : 申出書等の処理状況の結果の公表が1回だった c : 申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成16年8月の処理状況の調査結果を平成16年9月28日に、平成17年2月の処理状況の調査結果を平成17年3月31日にそれぞれホームページで公表した。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、</p>	a																

		します。		今後、申出書等の処理に当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。	
3 年金資産の安全かつ効率的な運用 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	○ 2 年金資産の安全かつ効率的な運用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 項目の総数：4 評価aの項目数：4×2点＝8点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 8点 (8/8＝100%) </div>	A
	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。	◇(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 (年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う) a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった	【事業報告書の記述】 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。 ② 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。	a
	(2) 資金運用委員会（役員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を	(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。	◇(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 (計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う) a：計画どおり資金運用委員	【事業報告書の記述】 資金運用委員会を平成16年5月19日、7月27日、10月27日及び平成17年2月2日に開催し、それぞれ、平成15年度、平成16年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。	a

<p>行う。</p>		<p>会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った</p> <p>b : 計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった</p> <p>c : 計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p>		
<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>◇(3) 年金資産の構成割合の検証及び見直し （資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じて見直しを行う）</p> <p>a : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した</p> <p>b : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかった</p> <p>c : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 政策アセットミクスについては、平成16年5月19日の資金運用委員会における検証の結果、策定時の諸条件に構造的な変化はみられず、現行政策アセットミクスを維持することとした。</p>	<p>a</p>
<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期毎にホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対し、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>◇(4) 運用成績等の情報提供 （計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について）</p> <p>a : 年金資産に関する情報をH. P上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した</p> <p>b : どちらか一つしか実施しなかった</p> <p>c : いずれも実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 平成15年度、平成16年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成16年6月25日、7月29日、11月1日及び平成17年2月4日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成15年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成16年6月25日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	<p>a</p>

<p>4 制度の普及推進 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>3 制度の普及推進</p>	<p>3 制度の普及推進</p>	<p>○3 制度の普及推進</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>項目の総数：5 評価aの項目数：5×2点＝10点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 10点 (10/10＝100%)</p> </div>
<p>-----</p>	<p>(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。</p>	<p>(1) 業務受託機関が行う加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動を推進します。</p>	<p>◇(1) 制度の周知 (農業者年金制度への理解を得るため業務受託機関等が実施する加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動の推進) a：実施方針を策定し実施した b：実施方針を策定したが実施しなかった c：実施方針を策定しなかった</p>	<p style="text-align: right;">a</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 業務受託機関における取組 市町村段階の業務受託機関においては、加入対象者名簿の作成及び更新を行い、制度を周知すべき対象者を明確にするとともに、その中から重点対象者を定めて、研修会、巡回相談会及び戸別訪問等を通じた制度の周知・普及推進活動を行った。</p> <p>2 基金における取組 1の取組を推進するため、16年度当初において、「業務受託機関が行う政策支援対象者を重点とした説明会の開催等による制度の周知」を内容とした、「平成16年度独立行政法人農業者年金基金業務実施重点事項」を定め、市町村段階の業務受託機関に対して周知活動の要請を行った。さらに、都道府県段階の業務受託機関に対しては、5月に開催した担当者会議において、実施方針として「平成16年度農業者年金加入推進について」を示し、都道府県段階の業務受託機関が実施する周知活動の取組並びに市町村段階の業務受託機関への支援・協力の要請を行った。</p> <p>上記取組を踏まえ、10月には、全国を6つに分けて開催した都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象としたブロック会議において、各受託機関における活動状況と今後の取組についての意見交換を行うとともに、更なる制度の周知に向けた推進活動を要請した。</p> <p>また、基金の取組として、 ① 認定農業者情報に基づく認定農業者に対するダイレクトメールによる制度の周知</p>

			<p>② 全国認定農業者サミット、ＪＡの全国女性大会等における制度ＰＲ</p> <p>③ 地方農政局広報誌等への制度ＰＲの掲載等を行った</p>	
(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。	<p>(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成します。</p> <p>(3) 特例付加年金の受給に当たり必要となる特定農業用施設等の経営継承の具体的方法に関するわかりやすい運用指針を策定します。</p> <p>(4) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに交付する被保険者証に保険料納付の重要性を記載</p> <p>② 6月に「平成15年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付します。</p>	<p>◇(2) 利用者の立場に立った資料の作成 (現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料の作成とわかりやすい運用指針の策定)</p> <p>a : 制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成するとともにわかりやすい運用指針を策定した</p> <p>b : どちらか一方しか行わなかった</p> <p>c : 行わなかった</p> <p>(被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに、付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付)</p> <p>a : 被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付した</p> <p>b : どちらか一方しか実施しなかった</p> <p>c : 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成・配布した。 (作成・配布した広報資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のうねん加入推進事例集 ・平成15年度農業者年金の運用状況について ・もっと知ろう！農業者年金の魅力 ・新しい農業者年金の魅力を語る ・新農業者年金を評価する ・老後生活を支える農業者年金(ビデオ) <p>2 特定農業用施設等の経営継承の具体的方法に関する分かり易い運用指針として、「新農業者年金の経営継承に伴う特定農業用施設等の処分内容の確認に係る運用方針」を制定し、業務受託機関に周知するとともに、ホームページに掲載した。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>被保険者等に対し、老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付者：1,709名 <p>② 16年3月末の加入者に対して、16年6月に「平成15年度運用(付利)結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。</p>	a
(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の	(5) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々に分かり易いホームページとするとともに、業務	◇(3) ホームページによる情報提供 (年1回以上の内容の見直しと情報の毎月1回以上の更	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ホームページの情報を毎月更新し、加入状況、保険料の運用に関する情報等業務受託機関及び加入者に向けた情報の公開を行った。</p>	a

	<p>充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件（過去2カ年の平均）以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>受託機関にとって使い易くするために、</p> <p>① 内容の見直し ② 毎月更新することによる最新の情報の提供を行うことにより、アクセス件数が18,000件以上となるようにします。</p>	<p>新)</p> <p>a : 情報内容の更新の達成度が100%以上であった</p> <p>b : 情報内容の更新の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c : 情報内容の更新の達成度が70%未満であった</p> <hr/> <p>(18,000件以上のアクセス件数)</p> <p>a : アクセス件数の達成度が100%以上であった</p> <p>b : アクセス件数の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c : アクセス件数の達成度が70%未満であった</p>	<p>また、より分かり易いホームページとするため、目次をクリックするとポップアップメニューが表示されるようにしたほか、動画コーナーを設ける等リニューアルを行った。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新回数 : 92回 ・リニューアル : 平成17年3月22日 <p>【特記事項】 達成度合100%以上</p> <hr/> <p>【事業報告書の記述】 ・アクセス件数 : 82,431件</p> <p>【特記事項】 達成度合100%以上 (参考)</p> <p>○ 月別更新回数及びアクセス件数</p> <table border="1" data-bbox="1532 683 2002 1054"> <tr> <td>月</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>更新回数</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>5,873</td> <td>5,128</td> <td>7,489</td> <td>5,990</td> <td>6,320</td> <td>6,588</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新回数</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>6,374</td> <td>7,098</td> <td>6,756</td> <td>7,657</td> <td>7,915</td> <td>9,243</td> </tr> </table>	月	4	5	6	7	8	9	更新回数	7	12	7	7	4	9	アクセス件数	5,873	5,128	7,489	5,990	6,320	6,588	月	10	11	12	1	2	3	更新回数	6	8	9	7	7	9	アクセス件数	6,374	7,098	6,756	7,657	7,915	9,243	<p>a</p>
月	4	5	6	7	8	9																																									
更新回数	7	12	7	7	4	9																																									
アクセス件数	5,873	5,128	7,489	5,990	6,320	6,588																																									
月	10	11	12	1	2	3																																									
更新回数	6	8	9	7	7	9																																									
アクセス件数	6,374	7,098	6,756	7,657	7,915	9,243																																									
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資するものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権につ</p>	<p>◎財務内容の改善に関する事項</p> <p>(貸付金債権の管理・回収)</p> <p>a : 債権分類の見直しを行</p>	<p>【当該評価に至った理由】</p> <p>法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「財務内容の改善に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 債権の分類見直し</p>	<p>A</p>																																										

	<p>貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、全ての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、適切な管理・回収を行う。</p>	<p>いては、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。</p>	<p>い、これに基づき適切な管理・回収を行った b：債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分だった c：債権分類の見直しを行わなかった</p>	<p>すべての貸付金債権について、平成15年度末現在の状況に対応して、債権の分類見直しを行った。 2 適切な債権の管理・回収 1に基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な債権の管理・回収を行った。</p>											
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<p>◎（長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ） a：極力有利な条件での借入を行った b：極力有利な条件での借入を行わなかった c：不利な条件での借入を行った</p>	<p>【当該評価に至った理由】 法人からの自己評価をもとに、「長期借入金」について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>【事業報告書の記述】 法附則第17条第2項の規定に基づく長期借金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、極力低利かつ市中金利情勢等を反映した借入とするため、金利競争入札による資金調達方法を採用し、極力有利な条件での借入を行った。</p> <p>(参考)</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1518 997 2002 1141"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th> <th>借入の相手方</th> <th>借入金額</th> <th>借入利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.2.9</td> <td>北洋銀行 東京支店</td> <td>19,340</td> <td>0.635%</td> <td>H22.2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 借入時点の長期プライムレート1.55%</p>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H17.2.9	北洋銀行 東京支店	19,340	0.635%	H22.2.5	A
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限											
H17.2.9	北洋銀行 東京支店	19,340	0.635%	H22.2.5											
	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (略)</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (略)</p>	<p>◎第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>中項目の総数：1 評価Aの項目数：1×2点＝2点 評価Bの項目数：0×1点＝0点 評価Cの項目数：0×0点＝0点 合計 2点</p>	A										

		<p>(2/2 = 100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p>
	<p>○第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>項目の総数：2 評価aの項目数：2 × 2点 = 4点 評価bの項目数：0 × 1点 = 0点 評価cの項目数：0 × 0点 = 0点 合 計 4点 (4/4 = 100%)</p> </div>
	<p>◇（1）支出削減の取り組み（事業費及び一般管理費の削減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等）） a：取組は十分であった b：取組はやや不十分であった c：取組は不十分であった ※なお、本指標の評価においては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p style="text-align: right;">a</p> <p>【事業報告書の記述】 一般管理費については、一般競争入札の導入等の取組により経費を削減した。 また、事業費については、新制度に係る電算システム開発をダウンサイジング等のシステム開発後に行うこととしたこと等の取組により経費を削減した。</p>
	<p>◇（2）法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等） a：効果的な資金の配分は十分であった b：効果的な資金の配分はやや不十分であった</p>	<p style="text-align: right;">a</p> <p>【特記事項】 1 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較は別添参照（詳細については財務諸表を参照のこと）。 2 運営費交付金債務の平成16年度末の残高は、486,637千円となっているが、これは、各種の取り組みにより業務の効率化を図り経費を削減したことや、新制度に係る電算システム開発をダウンサイジング等のシステム開発後に行うこととしたこと等によるものであ</p>

		<p>c : 効果的な資金の配分は不十分であった この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。</p>	<p>る。 3 旧年金勘定において、経常費用が経常収益を上回っているのは、自己財源（過去に貸し付けた債権の償還金等）を旧年金等給付費に充当したためである。また、農地売買貸借等勘定において、経常費用が経常収益を上回っているのは、貸付金等の回収見込額の減少により、貸倒引当金を繰り入れたためである。</p>	
<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延</p>	<p>◎第5 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、用途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)</p> <p>a : 借入に至った理由等は適切であった b : 借入に至った理由等はやや不適切であった c : 借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	<p>※ 短期借入金については、実績がなかったことから評価の対象外</p>	—
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>(1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>(1) 被保険者に対する情報提供の充実 (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実 (3) 電算システムの充実</p>	<p>◎第6 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定められた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>a : 得られた成果は十分であった b : 得られた成果はやや不十分であった c : 得られた成果は不十分であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務</p>	<p>※ 剰余金の使途については、実績がなかったことから評価の対象外</p>	—

		等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)		
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 職員の人事に関する計画	◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<p>中項目の総数 : 1 評価Aの項目数 : 1 × 2点 = 2点 評価Bの項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価Cの項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 2点 (2/2 = 100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】 法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p>	A
		○職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	<p>項目の総数 : 2 評価aの項目数 : 2 × 2点 = 4点 評価bの項目数 : 0 × 1点 = 0点 評価cの項目数 : 0 × 0点 = 0点 合計 : 4点 (4/4 = 100%)</p>	A
(1) 方針 職員の採用に当たっては、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。	(1) 方針 資金運用に関する知識を有する者を採用する一方、全体で常勤職員数を2名削減します。	◇(1) 職員の人事に関する方針 a : 計画どおり順調に実施された b : 概ね計画どおり順調に実施された c : 計画どおりに実施できなかった	【事業報告書の記述】 6月に資金運用に関する専門知識を有する者(日本証券アナリスト協会検定会員)を1名採用する一方、全体で常勤職員数を2名削減した。	a
(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初		◇(2) 人事に関する指標 a : 計画どおり順調に実施さ	【事業報告書の記述】 年度末の常勤職員数を85人とした。	a

<p>の94.3%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,647百万円</p>	<p>(2) 人事に関する指標 年度末の常勤職員数を85人とします。 (参考) 人件費総額見込み 800百万円</p>	<p>れた b : 概ね計画どおり順調に実施された c : 計画どおりに実施できなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。)</p>		
---	---	--	--	--

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等 ・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき実績 ・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。 	<p>1 評価に至った理由 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の全ての項目について、A評価となった。 これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。</p> <p>2 業務運営に対する主な意見等 全体として順調に業務が実施されていると考えられる。 今後も独法化の趣旨を踏まえ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスの重視等により引き続き中期計画の達成に向けて業務を実施することが望まれる。 また、業務実績、財務諸表等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現ぶりについて引き続き検討することが望まれる。</p> <p>〔1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置〕について 全体として計画どおり順調に実施されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運営経費の抑制については、一般管理費、事業費ともに、平成16年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。 ② 業務運営の効率化については、提出書類の様式の改善や電算システムの開発などについて計画どおり順調に実施されている。 今後とも、計画を着実に実施するとともに、改善状況のフォローを確実に行うよう努められたい。 ③ 組織運営の合理化については、計画どおり2名職員数を削減している。 今後ともより一層業務運営の効率化に努められたい。 ④ 業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されている。 今後とも、計画的に研修等を行い基金職員及び業務受託機関職員の業務能力の向上に努めるとともに、業務内容の理解度の確認を行い、次の研修等に活用するなどの創意工夫が望まれる。 ⑤ 評価・点検の実施については、計画どおり順調に実施されている。 当該項目については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行出来るように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。 <p>〔2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置〕について 全体として計画どおり順調に実施されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内での事務処理については、計画どおり順調に実施されている。 これらについては農業者年金基金の基幹業務であることから、今後ともより一層資格の適正な管理、事務処理の迅速化に努められたい。 ② 年金資産の安全かつ効率的な運用については、計画どおり順調に実施されている。 今後とも年金資産の運用に当たっては、安全性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に努められたい。

③ 制度の普及推進について、各種資料による業務受託機関を通じた制度の周知やホームページ等を通じた情報の提供等により、制度の普及推進が図られている。
今後とも、より効果的、効率的な方法がないか検討を行いながら、一層、制度の普及推進を図るよう努められたい。

[3 財務内容の改善に関する事項] について

順調に実施されている。
計画どおりすべての債権について分類の見直しを行い管理・回収を行っている。
今後も貸付金債権の適切な管理・回収に努められたい。

[4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画] について

全体として計画どおり順調に実施されている。
予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成している。
なお、人件費については、平成16年度において社会情勢等にかんがみ、0.1%の職員給与の引き下げを行っているが、今後とも給与水準については、社会一般の情勢に適合したものとなるよう留意されたい。

[5 短期借入金の限度額] について

16年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。

[6 剰余金の使途] について

16年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。

[7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項] について

中期計画及び16年度計画に基づき、資金運用に関する知識を有する者を採用する一方で、全体で2名の職員数の削減を行うなど計画どおり順調に実施されている。
今後とも、中期計画及び年度計画に定める「職員の人事に関する計画」に基づき適正な人員配置に努められたい。

平成16年度予算、収支計画及び資金計画の実績との対比表

1 予算及び決算

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	214,521	192,413	3,505	2,809	16,671	16,162	194,489	173,571	1,932	2,569
運営費交付金	4,185	4,185	607	607	1,058	1,058	2,363	2,363	157	157
国庫補助金	2,870	2,170	2,870	2,170	-	-	-	-	-	-
国庫負担金	149,213	149,213	-	-	-	-	149,213	149,213	-	-
政府補給金	226	214	-	-	-	-	-	-	226	214
借入金	40,888	19,340	-	-	-	-	40,888	19,340	-	-
保険料収入	15,387	14,843	-	-	15,387	14,842	-	0	-	-
運用収入	197	245	28	31	169	214	-	-	-	-
貸付金利息	289	271	-	-	-	-	515	486	289	271
農地売渡代金等収入	1,252	1,918	-	-	-	-	-	-	1,252	1,918
諸収入	14	14	1	1	2	2	4	3	8	9
農業者老齢年金被保険者経理より受入	-	-	-	-	54	46	-	-	-	-
農地売買貸借等勘定より償還金	-	-	-	-	-	-	1,252	1,918	-	-
旧年金経理より受入	-	-	-	-	-	-	255	249	-	-
支出	196,440	175,266	609	536	1,481	1,316	194,493	173,587	1,933	2,525
業務経費	194,906	173,828	345	297	1,017	888	193,773	172,888	1,847	2,453
うち農業者年金事業給付費	131	77	-	-	131	77	-	-	-	-
旧年金等給付費	191,580	170,744	-	-	-	-	191,580	170,744	-	-
還付金	267	255	-	-	234	227	33	28	-	-
年金事業相談等活動費	255	249	-	-	-	-	255	249	-	-
その他の業務経費	2,674	2,504	345	297	599	538	1,651	1,619	79	49
一般管理費	578	508	85	68	149	122	303	292	41	27
人件費	955	929	179	170	315	307	417	406	45	46
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	-	-	-	-	54	46	-	-	-	-
旧年金業務経理へ繰入	-	-	-	-	-	-	255	249	-	-
旧年金勘定への償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,252	1,918
旧年金勘定への支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	515	486

2 収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用	214,855	193,330	3,609	2,796	16,804	17,077	194,269	173,316	688	594
經常費用	211,897	190,902	3,609	2,796	16,804	16,932	191,312	171,035	173	139
人件費	955	924	179	169	315	305	417	404	45	46
業務費	191,992	171,327	351	299	1,001	630	190,561	170,326	79	72
一般管理費	578	462	85	61	149	109	303	277	41	15
減価償却費	49	45	5	4	5	6	31	28	7	7
給付準備金繰入	18,322	18,144	2,988	2,263	15,334	15,881	—	—	—	—
財務費用	2,958	2,260	0	—	0	—	2,958	2,260	515	454
雑損	—	166	—	—	—	145	—	20	—	1
臨時損失	0	1	0	—	0	—	0	1	0	0
収益	213,602	191,349	3,609	2,796	16,804	17,077	193,017	171,357	688	573
運営費交付金収益	4,193	3,890	608	528	1,061	952	2,367	2,300	157	110
国庫補助金収入	2,870	2,046	2,870	2,046	—	—	—	—	—	—
国庫負担金収入	149,213	149,213	—	—	—	—	149,213	149,213	—	—
政府補給金収入	226	202	—	—	—	—	—	—	226	202
財源措置予定額収益	40,888	19,340	—	—	—	—	40,888	19,340	—	—
保険料収入	14,976	14,622	—	—	14,976	14,622	—	—	—	—
運用収入	885	1,708	125	219	761	1,489	—	—	—	—
貸付金利息収入	289	248	—	—	—	—	515	454	289	248
その他の収入	14	35	1	0	2	8	4	22	8	5
資産見返運営費交付金戻入	49	46	5	4	5	6	31	28	7	7
臨時利益	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
純利益	—	—	0	—	0	—	—	—	0	—
純損失	-1,252	-1,981	—	—	—	—	-1,252	-1,959	—	-22
目的積立金取崩額	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
総利益	—	—	0	—	0	—	—	—	0	—
総損失	-1,252	-1,981	—	—	—	—	-1,252	-1,959	—	-22

3 資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	214,529	191,202	3,507	2,550	16,619	15,186	194,238	173,348	1,933	2,558
業務活動による支出	196,440	175,037	609	568	1,427	1,028	194,238	173,330	680	597
投資活動による支出	18,090	16,165	2,897	1,983	15,192	14,157	0	17	0	8
財務活動による支出	0	-	0	-	0	-	0	-	1,252	1,953
資金収入	214,529	192,328	3,507	2,807	16,619	15,888	194,238	173,507	1,933	2,565
業務活動による収入	173,633	172,988	3,505	2,807	16,616	15,888	152,094	152,214	1,932	2,565
運営費交付金による収入	4,185	4,185	607	607	1,058	1,058	2,363	2,363	157	157
補助金等による収入	152,308	151,597	2,870	2,170	-	-	149,213	149,213	226	214
保険料収入	15,387	14,615	-	-	15,387	14,615	-	0	-	-
運用による収入	197	244	28	30	169	214	-	-	-	-
農地売渡代金等収入	1,252	1,918	-	-	-	-	-	-	1,252	1,918
貸付金利息収入	289	271	-	-	-	-	515	487	289	271
その他の収入	14	157	1	0	2	1	4	151	8	5
投資活動による収入	0	0	0	-	0	-	1,252	1,953	0	0
財務活動による収入	40,888	19,340	0	-	0	-	40,888	19,340	0	0
借入金による収入	40,888	19,340	0	-	0	-	40,888	19,340	0	0
前年度からの繰越金	8	-	1	-	3	-	3	-	0	-